

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度とは

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障害がある方の医療を国民全体で支えあうしくみです。

運営主体は「北海道後期高齢者医療広域連合」ですが、保険証などの発行・送付や各種届出・申請などの受付は市町村の窓口で行います。

● 加入の対象になる方

○75歳以上の方(生活保護受給者を除く)

加入の手続きは不要です。

※ 誕生日の前月末に「後期高齢者医療制度」の保険証を送付します。

○65歳～74歳で一定の障害がある方

加入の手続きが必要です。

申請し、北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から加入可能です。

また、帯広市の重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方が65歳になる場合、後期高齢者医療制度に加入しなければ、重度心身障害者医療費受給者証の交付対象となりません。

☆一定の障害とは

- ・国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- ・療育手帳のA(重度)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方
- ・身体障害者手帳の1～3級の方
- ・身体障害者手帳の4級で次のいずれかに該当する方
【音声障害・言語障害・下肢障害(1号・3号・4号)】

加入の申請
に必要なもの

○窓口に来る方の本人確認ができるもの ○その時点で加入している健康保険証 ○一定の障害を確認できるもの(障害者手帳など) ○対象者のマイナンバーカード又はマイナンバー通知カード

詳細はホームページをご覧ください。z

帯広市 後期高齢者医療

